

取引業者 各位

国立大学法人豊橋技術科学大学  
経理課

適格請求書等保存方式（インボイス制度）における事業者登録申請について

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。

インボイス制度では、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）から交付をうけた適格請求書（インボイス）の保存等が必要となりますが、売手が適格請求書を発行するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。

令和5年10月1日付けで登録を受けようとする事業者の申請期限は令和5年3月31日でしたが、令和5年4月1日以後に登録申請書が提出されたとしても、令和5年9月30日までの申請については、令和5年10月1日を登録開始日として登録される旨が「令和5年度税制改正の大綱」にて示されております。

適格請求書発行事業者として登録予定であるにも関わらず、まだ登録申請をされていない取引業者様におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご確認の上、インボイス制度が開始されるまでに申請手続きを完了していただきますようお願いいたします。

【参考：国税庁インボイス制度特設サイト】

○特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○制度の概要

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)

○Q & A

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_faq.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_faq.htm)

○申請手続

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_shinei.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm)

○「インボイス制度に向けてのご準備を」（リーフレット）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>